

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2017-100416

(P2017-100416A)

(43) 公開日 平成29年6月8日(2017.6.8)

(51) Int.Cl. F I テーマコード (参考)
B 4 3 L 1/04 (2006.01) B 4 3 L 1/04 J 2 C 0 7 1

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 20 頁)

| | |
|--|--|
| <p>(21) 出願番号 特願2015-237384 (P2015-237384) (22) 出願日 平成27年12月4日 (2015.12.4)</p> | <p>(71) 出願人 000001351 コクヨ株式会社 大阪府大阪市東成区大今里南6丁目1番1号 (74) 代理人 100085338 弁理士 赤澤 一博 (72) 発明者 青井 宏和 大阪府大阪市東成区大今里南6丁目1番1号 コクヨ株式会社内 (72) 発明者 小林 彰吾 大阪府大阪市東成区大今里南6丁目1番1号 コクヨ株式会社内 (72) 発明者 鈴木 剛 大阪府大阪市東成区大今里南6丁目1番1号 コクヨ株式会社内</p> <p style="text-align: right;">最終頁に続く</p> |
|--|--|

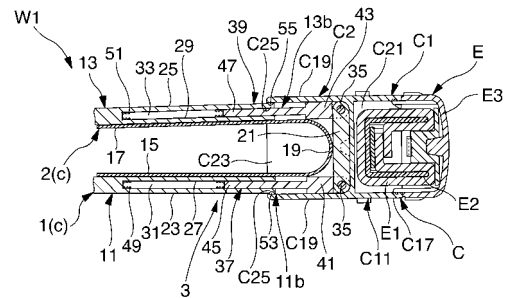
(54) 【発明の名称】 モバイルホワイトボード及び携帯用シート状物

(57) 【要約】

【課題】 全体を折りたたんでコンパクトに携帯することができる上に、表面シートに筋や折り癖が発生するのを防止又は抑制することができるモバイルホワイトボード、さらにはこのような性質を有する携帯用シート状物を提供する。

【解決手段】 開き姿勢及び接近して対面する閉じ姿勢をとり得る対をなす表紙部を有した外装部材と、この外装部材の内面側に配設され前記対をなす表紙部に一端側の片半領域及び他端側の片半領域がそれぞれ支持された状態で開き姿勢及び閉じ姿勢をとり得る表面シートと、前記閉じ姿勢において前記表面シートの前記両片半領域間に位置する境界領域が滑らかに湾曲し得るように前記外装部材と前記表面シートとの相対的な位置関係を調整するための相対位置調整手段とを具備してなる構成を採用する。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

開き姿勢及び接近して対面する閉じ姿勢をとり得る対をなす表紙部を有した外装部材と、この外装部材の内面側に配設され前記対をなす表紙部に一端側の片半領域及び他端側の片半領域がそれぞれ支持された状態で開き姿勢及び閉じ姿勢をとり得る表面シートと、前記閉じ姿勢において前記表面シートの前記両片半領域間に位置する境界領域が滑らかに湾曲し得るように前記外装部材と前記表面シートとの相対的な位置関係を調整するための相対位置調整手段とを具備してなるモバイルホワイトボード。

【請求項 2】

前記相対位置調整手段が、前記開き姿勢から前記閉じ姿勢にいたる途上で、前記外装部材の実質的な長さ寸法及び前記表面シートの実質的な長さ寸法の少なくとも一方を変化させるようにしたものである請求項 1 記載のモバイルホワイトボード。

10

【請求項 3】

前記外装部材が、内部空間を基端側に開放した二重壁構造の前記表紙部と、これら表紙部の基端に隣接配置された背表紙部とを備えたものであり、前記相対位置調整手段が、前記背表紙部の少なくとも一方の側縁に連結板を背表紙とともに回動しうるように設け、前記連結板を対応する表紙部の内部空間にスライド可能に嵌合させてなるものである請求項 1 又は 2 記載のモバイルホワイトボード。

【請求項 4】

前記相対位置調整手段が、前記開き姿勢から前記閉じ姿勢にいたる途上で、前記外装部材に対する前記表面シートの取付け位置を相対的に移動させるようにしたものである請求項 1 記載のモバイルホワイトボード。

20

【請求項 5】

前記外装部材が、前記対をなす表紙部と、これら表紙部の基端に両側縁を蝶着してなる背表紙部とを備えたものであり、前記相対位置調整手段が、前記表面シートの一端側の片半領域を前記一方の表紙部に相対移動可能に取り付けるとともに、他端側の片半領域を前記他方の表紙部に相対移動不能に取り付けたものである請求項 1 又は 4 記載のモバイルホワイトボード。

【請求項 6】

前記相対位置調整手段が、前記閉じ姿勢において、前記外装部材側に前記表面シートとの干渉を防止又は抑制するための逃がし窓が形成されるようにしたものである請求項 1 記載のモバイルホワイトボード。

30

【請求項 7】

前記外装部材が、前記逃がし窓に扉を設けたものであり、前記相対位置調整手段が、前記開き姿勢において前記扉が前記表紙部と略面一に連続して前記逃がし窓を塞ぐとともに、前記閉じ姿勢において前記扉が前記表紙部の閉じ動作を利用して前記逃がし窓を開放する位置まで開くように構成されたものである請求項 6 記載のモバイルホワイトボード。

【請求項 8】

開き姿勢及び接近して対面する閉じ姿勢をとり得る対をなす表紙部を有した外装部材と、この外装部材の内面側に配設され前記対をなす表紙部に一端側の片半領域及び他端側の片半領域がそれぞれ支持された状態で開き姿勢及び閉じ姿勢をとり得る表面シートと、前記閉じ姿勢において前記表面シートの前記両片半領域間に位置する境界領域が滑らかに湾曲し得るように前記外装部材と前記表面シートとの相対的な位置関係を調整するための相対位置調整手段とを具備してなる携帯用シート状物。

40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、全体を折りたたんでコンパクトに携帯することができるモバイルホワイトボード、及びこのような携帯用シート状物に関する。

50

【背景技術】

【0002】

従来、この種のホワイトボードとして、開き姿勢及び閉じ姿勢をとり得る外装部材と、この外装部材の内面に添設された表面シートとを備えたものが知られている（例えば、特許文献1を参照）。

【0003】

この外装部材は、対をなす表紙部と、これら表紙部の基端縁間に介設された背表紙部とを備えてなるファイル状のもので、前記表紙部の基端縁と前記背表紙部の両側縁との間にはヒンジ部が形成されている。そして、前記両表紙部を開いて前記表面シートを平面的に展開した状態でホワイトボードとして使用することができるようになっている。

10

【0004】

ところが、前記表面シートは、前記表紙部及び背表紙部の内面に密着させてあり、前記表紙部及び背表紙部の内面に沿った形態に変形する。そのため、外装部材の開閉に伴って前記表面シートの前記ヒンジ部に対応する部位付近に筋や折り癖が発生し易い。

【0005】

以上に述べたような問題は、ホワイトボードに限らず、携帯用のシート状の物品（以下、携帯用シート状物と称する）全般において生じうる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0006】

20

【特許文献1】実用新案登録第3166730号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

本発明は、このような事情に着目してなされたもので、全体を折りたたんでコンパクトに携帯することができる上に、表面シートに筋や折り癖が発生するのを防止又は抑制することができるモバイルホワイトボード、さらにはこのような性質を有する携帯用シート状物を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

30

以上の課題を解決すべく、請求項1に係る発明のモバイルホワイトボード、及び請求項8に係る発明の携帯用シート状物は、いずれも以下に述べるような構成を有する。すなわち請求項1に係る発明のモバイルホワイトボード、及び請求項8に係る発明の携帯用シート状物は、いずれも、開き姿勢及び接近して対面する閉じ姿勢をとり得る対をなす表紙部を有した外装部材と、この外装部材の内面側に配設され前記対をなす表紙部に一端側の片半領域及び他端側の片半領域がそれぞれ支持された状態で開き姿勢及び閉じ姿勢をとり得る表面シートと、前記閉じ姿勢において前記表面シートの前記両片半領域間に位置する境界領域が滑らかに湾曲し得るように前記外装部材と前記表面シートとの相対的な位置関係を調整するための相対位置調整手段とを具備してなる。

【0009】

40

このようなものであれば、前記相対位置調整手段を介して前記外装部材と前記表面シートとの相対的な位置関係を調整することにより、前記閉じ姿勢において前記表面シートの境界領域が滑らかに湾曲する構成を実現できる。従って、全体を折りたたんでコンパクトに携帯すべく外装部材及び表面シートを閉じ姿勢としつつ、表面シートに筋や折り癖が発生するのを防止又は抑制することができる。

【0010】

なお、本発明において、表面シートの表面の色は白色に限らない。また、表面シートは不透明なものに限らず、透明なもの又は半透明なものであってもよい。さらに、本発明において、「境界領域が滑らかに湾曲」とは、境界領域の表面の全体が滑らかに連続した状態を保ちつつ曲がること全般を示す概念である。

50

【0011】

請求項2に係る発明は、前記相対位置調整手段が、前記開き姿勢から前記閉じ姿勢にいたる途上で、前記外装部材の実質的な長さ寸法及び前記表面シートの実質的な長さ寸法の少なくとも一方を変化させるようにしたものである請求項1記載のモバイルホワイトボードである。

【0012】

なお、本発明において、「外装部材（又は表面シート）の実質的な長さ寸法」とは、外装部材（又は表面シート）の一端（一方の表紙部又は片半領域の回動端）から内面に沿って他端（他方の表紙部又は片半領域の回動端）に至る最短距離を示す概念である。

【0013】

請求項3に係る発明は、前記外装部材が、内部空間を基端側に開放した二重壁構造の前記表紙部と、これら表紙部の基端に隣接配置された背表紙部とを備えたものであり、前記相対位置調整手段が、前記背表紙部の少なくとも一方の側縁に連結板を背表紙とともに回動しうるように設け、前記連結板を対応する表紙部の内部空間にスライド可能に嵌合させてなるものである請求項1又は2記載のモバイルホワイトボードである。

10

【0014】

請求項4に係る発明は、前記相対位置調整手段が、前記開き姿勢から前記閉じ姿勢にいたる途上で、前記外装部材に対する前記表面シートの取付け位置を相対的に移動させるようにしたものである請求項1記載のモバイルホワイトボードである。

【0015】

請求項5に係る発明は、前記外装部材が、前記対をなす表紙部と、これら表紙部の基端に両側縁を蝶着してなる背表紙部とを備えたものであり、前記相対位置調整手段が、前記表面シートの一端側の片半領域を前記一方の表紙部に相対移動可能に取り付けるとともに、他端側の片半領域を前記他方の表紙部に相対移動不能に取り付けたものである請求項1又は4記載のモバイルホワイトボードである。

20

【0016】

請求項6に係る発明は、前記相対位置調整手段が、前記閉じ姿勢において、前記外装部材側に前記表面シートとの干渉を防止又は抑制するための逃がし窓が形成されるようにしたものである請求項1記載のモバイルホワイトボードである。

【0017】

請求項7に係る発明は、前記外装部材が、前記逃がし窓に扉を設けたものであり、前記相対位置調整手段が、前記開き姿勢において前記扉が前記表紙部と略面一に連続して前記逃がし窓を塞ぐとともに、前記閉じ姿勢において前記扉が前記表紙部の閉じ動作を利用して前記逃がし窓を開放する位置まで開くように構成されたものである請求項6記載のモバイルホワイトボードである。

30

【発明の効果】

【0018】

本発明によれば、全体を折りたんでコンパクトに携帯することができる上に、表面シートに筋や折り癖が発生するのを防止又は抑制することができるモバイルホワイトボード、さらにはこのような性質を有する携帯用シート状物を実現することができる。

40

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】本発明の第1の実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す斜視図。

【図2】図1におけるA-A断面図。

【図3】同実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す斜視図。

【図4】図3におけるB-B断面図。

【図5】同実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す斜視図。

【図6】図5におけるC-C断面図。

【図7】同実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す分解斜視図。

【図8】本発明の第2の実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す斜視図。

50

- 【図 9】図 8 における D - D 断面図。
- 【図 10】同実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す斜視図。
- 【図 11】同実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す正面図。
- 【図 12】図 11 における E - E 断面図。
- 【図 13】図 11 における F - F 断面図。
- 【図 14】図 11 における G - G 断面図。
- 【図 15】図 11 における H - H 断面図。
- 【図 16】図 11 における I - I 断面図。
- 【図 17】同実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す分解斜視図。
- 【図 18】本発明の第 3 の実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す斜視図。 10
- 【図 19】同実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す斜視図。
- 【図 20】図 18 における J - J 断面図。
- 【図 21】図 19 における K - K 断面図。
- 【図 22】図 19 における L - L 断面図。
- 【図 23】同実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す分解斜視図。
- 【図 24】本発明の他の実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す分解斜視図。
- 【図 25】本発明の他の実施形態に係るモバイルホワイトボードを示す図 20 に対応する断面図。
- 【発明を実施するための形態】
- 【0020】 20
- < 第 1 の実施形態 >
- 本発明の第 1 の実施形態について、図 1 ~ 図 7 を参照しつつ以下に示す。
- 【0021】
- この実施形態に係る携帯用シート状物であるモバイルホワイトボード W1 は、図 1 ~ 図 7 に示すように、開き姿勢 (o) 及び接近して対面する閉じ姿勢 (c) をとり得る対をなす表紙部 11、13 を有した外装部材 1 と、この外装部材 1 の内面側に配設され前記対をなす表紙部 11、13 に一端側の片半領域 15 及び他端側の片半領域 17 がそれぞれ支持された状態で開き姿勢 (o) 及び閉じ姿勢 (c) をとり得る表面シート 2 と、前記閉じ姿勢 (c) において前記表面シート 2 の前記両片半領域 15、17 間に位置する境界領域 19 が滑らかに湾曲し得るように前記外装部材 1 と前記表面シート 2 との相対的な位置関係を調整するための相対位置調整手段 3 とを具備してなる。そして、前記相対位置調整手段 3 は、前記開き姿勢 (o) から前記閉じ姿勢 (c) にいたる途上で、前記外装部材 1 の実質的な長さ寸法を変化させるようにしたものである。ここで、外装部材 1 の実質的な長さ寸法とは、その一端 (一方の表紙部 11 の回動端 11a) から内面に沿って他端 (他方の表紙部 13 の回動端 13a) に至る最短距離を意味している。 30
- 【0022】
- 前記外装部材 1 は、内部空間 31、33 を基端 11b、13b 側に開放した二重壁構造の前記表紙部 11、13 と、これら表紙部 11、13 の基端 11b、13b 間に配された、換言すれば前記表紙部 11、13 の基端 11b、13b に隣接させて配置された背表紙部 21 とを備えたものである。 40
- 【0023】
- すなわち、前記表紙部 11、13 は、図 2、図 4 及び図 6 に示すように、基端 11b、13b 側の上下方向中間領域 11c、13c が外壁 23、25 と内壁 27、29 との間に内部空間 31、33 を有した二重壁構造をなしており、その内部空間 31、33 がこの表紙部 11、13 の基端面に開口している。なお、前記表紙部 11、13 の回動端部や上下の端部等に、マグネットを埋設してもよい。
- 【0024】
- 前記背表紙部 21 は、上下に細長い長方形状をなす樹脂成形品であり、主に図 2 ~ 図 4 に示すように、上端部両側縁及び下端部両側縁にヒンジ 35 を介して連結板 37、39 をそれぞれ、背表紙部 21 とともに回動しうるように蝶着している。連結板 37、39 は、 50

表紙部 1 1、1 3 と略同一の厚み寸法を有し先端面を前記表紙部 1 1、1 3 の基端面に対向させた厚肉部 4 1、4 3 と、この厚肉部 4 1、4 3 の先端面に突設され前記表紙部 1 1、1 3 の内部空間 3 1、3 3 にスライド可能に挿入される薄肉部 4 5、4 7 とを備えたもので、前記厚肉部 4 1、4 3 の上端及び下端部が前記ヒンジ 3 5 を介して前記背表紙部 2 1 に蝶着されている。前記内部空間 3 1、3 3 には、前記薄肉部 4 5、4 7 を外方に弾性付勢するスプリング 4 9、5 1 が内蔵させてある。

【0025】

すなわち、前記相対位置調整手段 3 は、前記背表紙部 2 1 の両側縁に連結板 3 7、3 9 をそれぞれ背表紙部 2 1 とともに回動しうるように蝶着し、それらの連結板 3 7、3 9 を対応する前記表紙部 1 1、1 3 の内部空間 3 1、3 3 にスライド可能に嵌合させてなるものである。

10

【0026】

前記表面シート 2 は、いわゆるホワイトボードシートと称される通常の材質のもので、その表面にマーカー M により筆記可能である。この表面シート 2 は、例えば、開き姿勢 (o) における前記外装部材 1 の大きさに対応する寸法のもので、少なくとも上下の縁を前記表紙部 1 1、1 3 の上下の縁に略合致させてこれら表紙部 1 1、1 3 に貼り付けられている。すなわち、図 2 ~ 図 6 に示すように、この表面シート 2 の一方の片半領域 1 5 は一方の表紙部 1 1 に添着され、他方の片半領域 1 7 は他方の表紙部 1 3 に添着されている。この表面シート 2 の両片半領域 1 5、1 7 間に位置する境界領域 1 9 は、前記外装部材 1 には一切貼り付けられておらず、背表紙部 2 1 と独立して変形しうようになっている。

20

【0027】

また、このモバイルホワイトボード W 1 は、図 1、図 2 及び図 7 に示すように、閉じ姿勢 (c) で、背表紙部 2 1 の外側にマーカー M 及びイレーザ E を収納可能なケース C を着脱可能に装着することができるようになっている。

【0028】

このケース C は、ケース本体 C 1 と、このケース本体 C 1 を前記閉じ姿勢 (c) のモバイルホワイトボード W 1 に取り付けるための取付部 C 2 とを具備してなる。前記ケース本体 C 1 は、イレーザ E を収納するためのイレーザ収納部 C 1 1 とマーカー M を収納するためのマーカー収納部 C 1 3 とを上下方向に隣接させて配した箱形のものである。前記イレーザ収納部 C 1 1 は、イレーザ布 E 1 を巻き付けたイレーザコア E 2 を収納可能な箱形のもので、イレーザ E を収納した状態でイレーザハンドル E 3 がこのイレーザ収納部 C 1 1 の蓋として機能するようになっている。前記マーカー収納部 C 1 3 は、開閉扉 C 1 5 を有する箱形のもので、前記扉 C 1 5 を締めた状態でこの扉 C 1 5 の外面 C 1 5 a と前記イレーザハンドル E 3 の外面 E 3 a とが略面一に連続するように構成してある。前記取付部 C 2 は、ケース本体 C 1 の側壁 C 1 7 に連続する側壁 C 1 9 と、前記ケース本体 C 1 の端壁 C 2 1 に連続する端壁 C 2 3 とを備えたもので、前記背表紙部 2 1 及び前記表紙部 1 1、1 3 の基端部を覆うようにしてモバイルホワイトボード W 1 に外嵌しうるように構成されている。側壁 C 1 9 の先端部内面には、爪 C 2 5 が形成されており、モバイルホワイトボード W 1 に外嵌した状態で前記爪 C 2 5 が表紙部 1 1、1 3 の基端部外面に形成された凹陷部 5 3、5 5 に弾性係合するようになっている。なお、符号 C 2 7 は、ケース C の側面に設けられケース C をモバイルホワイトボード W 1 に対して挿脱する際の指掛となる突条である。符号 C 2 9 は、イレーザ E の挿脱を容易にするための凹陷部である。符号 C 3 1 は、開閉扉 C 1 5 の開閉を容易にするための凹陷部である。

30

40

【0029】

このような構成のものであれば、図 1 及び図 2 に示すような閉じ姿勢 (c) にすれば全体がコンパクトになるため、便利に携帯することができる。また、このような閉じ姿勢 (c) においては、表面シート 2 を保護することができ、その表面に傷が付くことを抑制することもできる。

【0030】

このモバイルホワイトボード W 1 を使用する際には、まず、ケース C を外方に牽引して

50

取り外した上で、図3及び図4に示すように両表紙部11、13を開き、図5及び図6に示すように開き姿勢(o)にまで展開する。この開き姿勢(o)においては、前記表面シート2の両片半領域15、17が対応する表紙部11、13により裏当て支持されるとともに、前記表面シート2の境界領域19が背表紙部21により裏当て支持され、一枚の平面的なボードとなる。すなわち、この状態で表面シート2にマーカーMにより筆記したり、イレーザEにより筆記したものを消したりすることが可能となる。このような使用状態から、もとの閉じ姿勢(c)に戻して携帯する際には、以上の説明と逆の操作により両表紙部11、13を閉じればよいが、このような動作を繰り返しても、前記表面シート2にはスジや折り癖が発生することがない。すなわち、図5及び図6に示す開き姿勢(o)においては、背表紙部21と表紙部11、13とが突き合って表面シート2をほぼ密着した状態で裏当て支持しているが、表紙部11、13を図3及び図4に示すように閉じていく途上においては、連結板37、39が外方にスライドするため、湾曲しつつある表面シート2の境界領域が19強く背表紙部21に押し付けられることがない。また、表紙部11、13が図1及び図2に示すような閉じ姿勢(c)に達した場合も、湾曲した表面シート2の境界領域19に背表紙部21から無理な力が作用することがない。そのため、表面シート2の境界領域19は常に平面状態と滑らかに湾曲した状態との間で変形することになり、表面シート2にスジや折り癖がつくのを防止又は抑制することができる。

10

20

30

40

50

【0031】

また、この実施形態の構成によれば、外装部材1の実質的な長さを表紙部11、13と背表紙部21との結合部分の工夫により変更して前記外装部材1と表面シート2との相対位置を調整するようにしているので、外装部材1の表紙部11、13の縁と表面シート2の縁とを合致させやすい。そのため、同一構造をなす複数のモバイルホワイトボードW1を机上において平面的に密着配置して広い面積を有したホワイトボードとして使用することも容易になる。この場合には、前述したマグネットの作用により複数のモバイルホワイトボードW1を相互に位置決めすることができる。

【0032】

<第2の実施形態>

次いで、本発明の第2の実施形態について、図8～図17を参照しつつ以下に示す。

【0033】

この実施形態に係る携帯用シート状物であるモバイルホワイトボードW2は、図8～図17に示すように、開き姿勢(o)及び接近して対面する閉じ姿勢(c)をとり得る対をなす表紙部111、113を有した外装部材101と、この外装部材101の内面側に配設され前記対をなす表紙部111、113に一端側の片半領域115及び他端側の片半領域117がそれぞれ支持された状態で開き姿勢(o)及び閉じ姿勢(c)をとり得る表面シート102と、前記閉じ姿勢(c)において前記表面シート102の前記両片半領域115、117間に位置する境界領域119が滑らかに湾曲し得るように前記外装部材101と前記表面シート102との相対的な位置関係を調整するための相対位置調整手段103とを具備してなる。前記相対位置調整手段103は、前記開き姿勢(o)から前記閉じ姿勢(c)にいたる途上で、前記外装部材101に対する前記表面シート102の取付け位置を相対的に移動させるようにしたものである。

【0034】

前記外装部材101は、前記対をなす表紙部111、113と、これら表紙部111、113の基端に両側縁をヒンジ135を介して蝶着してなる背表紙部121とを備えたものである。詳述すれば、この外装部材101は、図9及び図12に示すように、1枚の外側シート157と、この外側シート157の内面に添接された表紙用の2枚の芯材159、161と、これら両芯材159、161間に隙間を介して配され前記外側シート157の内面に添接された背表紙用の1枚の芯材163と、これら2枚の表紙用の芯材159、161の内面に添接された表紙用の内側シート165、167と、前記背表紙用の1枚の芯材163の内面に添接された背表紙用の内側シート169とを具備してなる。

【0035】

すなわち、前記両表紙部 111、113 は、前記外側シート 157 と、前記表紙用の芯材 159、161 と、前記表紙用の内側シート 165、167 とを備えたものである。

【0036】

前記背表紙部 121 は、前記外側シート 157 と、前記背表紙用の芯材 163 と、前記背表紙用の内側シート 169 とを備えたものである。この背表紙部 121 の両側縁には、前記隙間に対応するヒンジ 135 を介して前記表紙部 111、113 が蝶着されている。前記ヒンジ 135 は、前記外側シート 157 の前記隙間に対応する部位により構成されており、この外側シート 157 が変形することにより前記表紙部 111、113 が前記背表紙部 121 に対して回動しうるようになっている。

【0037】

なお、前記芯材 159、161、163 は、例えば ABS 樹脂により作られており、前記外側シート 157 及び前記内側シート 165、167、169 は、例えばポリプロピレンにより作られている。

【0038】

また、この外装部材 101 には、図 10 及び図 11 に示すように、第 1 のマグネット 171 と、第 2 のマグネット 173 と、クリップ 175 と、第 1 のピン 177 と、第 2 のピン 179 とが設けられている。

【0039】

前記第 1 のマグネット 171 は、同一構造をなす他のモバイルホワイトボード W2 を隣接させて使用する場合の位置決めを行うためのもので、図 13 に示すように、前記表紙用の芯材 159、161 の上下端部に形成された切欠 159a、159b、161a、161b 内に収められている。すなわち、前記第 1 のマグネット 171 は、前記芯材 159、161 と略同一の厚み寸法を有したシート状のもので、前記外側シート 157 と前記内側シート 165、167 により挟持されて表紙部 111、113 に取り付けられている。

【0040】

前記第 2 のマグネット 173 は、表紙部 111、113 を閉じ姿勢に保持するためのもので、前記芯材 159、161 の回動端部に形成された切欠 159c、161c 内に収められている。すなわち、前記第 2 のマグネット 173 も、前記芯材 159、161 と略同一の厚み寸法を有したシート状のもので、前記外側シート 157 と前記内側シート 165、167 により挟持されて表紙部に取り付けられている。

【0041】

前記クリップ 175 は、後述する表面シート 102 の境界領域 119 の浮き上がりを防止するためのもので、図 14 に示すように、背表紙部 121 に着脱可能に埋設される取付板 181 と、この取付板 181 の外方端に設けられた浮き上がり防止部 183 とを備えたものである。前記取付板 181 は、前記背表紙用の芯材 163 とほぼ同じ厚み寸法を有するもので、前記背表紙用の芯材 163 の上端部及び下端部に形成された切欠内 163a、163b に外側から着脱可能に挿入されるものである。前記浮き上がり防止部 183 は、前記取付板 181 の外方端から起立する起立部分 185 と、この起立部分 185 の起立端から背表紙 121 の内面に隙間を介して対面する鏝部分 187 とを備えたものである。前記隙間の寸法は、前記表面シート 102 の厚み寸法よりも大きな値に設定されており、前記鏝部分 187 と背表紙部 121 との間に表面シート 102 の境界領域 119 の縁部が遊嵌するようになっている。

【0042】

前記第 1 のピン 177 は、前記表面シート 102 を一方の表紙部 111 に相対移動可能に取り付けるためのもので、図 15 に示すように、表紙部 111 に埋設されるアンカー部 189 と、このアンカー部 189 の中心から起立する軸部 191 と、この軸部 191 の起立端に設けられた頭部 193 とを備えたものである。前記アンカー部 189 は、前記表紙用の芯材 159 とほぼ同じ厚み寸法を有するもので、前記表紙用の芯材 159 に穿設された円形孔 159d 内に嵌合させた状態で前記外側シート 157 及び前記内側シート 165 により挟持されている。前記軸部 191 は、前記内側シート 165 を貫通して外装部材 1

10

20

30

40

50

01の内面側に突出するもので、この軸部191の起立端に形成された頭部193の下面と内側シート165の表面との隙間は前記表面シート165の厚み寸法よりも大きく設定されている。そして、この第1のピン177に、前記表面シート102を移動可能に係合させている。すなわち、前記表面シート102の前記第1のピン177に対応する部位には、前記軸部191にスライド可能に係わり合う長孔195が形成されている。この長孔195は、前記軸部191の直径に対応する幅寸法を有したもので、左右方向に伸びる形状をなしている。以上説明した第1のピン177は、一方の表紙部113の回動端寄りの上端近傍部及び下端近傍部にそれぞれ設けられている。

【0043】

前記第2のピン179は、前記表面シート102を他方の表紙部113に相対移動不能に取り付けるためのもので、図16に示すように、表紙部113に埋設されるアンカー部197と、このアンカー部197の中心から起立する軸部199と、この軸部199の起立端に設けられた頭部141とを備えたものである。前記アンカー部197は、前記表紙用の芯材161とほぼ同じ厚み寸法を有するもので、前記表紙用の芯材161に穿設された円形孔161d内に嵌合させた状態で前記外側シート157及び前記内側シート167により挟持されている。前記軸部199は、前記内側シート167を貫通して外装部材101の内面側に突出するもので、この軸部199の起立端に形成された頭部141の下面と内側シート167の表面との隙間は前記表面シート102の厚み寸法よりも大きく設定されている。そして、この第2のピン179に、前記表面シート102を移動不能に係合させている。すなわち、前記表面シート102の前記第2のピン179に対応する部位には、前記軸部199に外嵌する円形孔143が形成されている。この円形孔143は、前記軸部199の直径に対応する直径を有したものである。なお、この円形孔143の一部には、この第2のピン179に対して表面シート102を着脱可能に取り付けるための変形助長用の切り欠き部143aが形成されている。すなわち、この円形孔143の直径は前記第2のピン179の頭部141よりも小さく設定されているが、前記切り欠き部143aの存在により前記円形孔143の開口縁を変形させて、この円形孔143に前記頭部141を通過させることができるようにしてある。以上説明した第2のピン179は、他方の表紙部113の回動端寄りの上端近傍部及び下端近傍部にそれぞれ設けられている。

【0044】

前記表面シート102は、いわゆるホワイトボードシートと称される通常の材質のもので、その表面にマーカーにより筆記可能な白色不透明のシートである。この表面シート102は、例えば、開き姿勢(o)における前記外装部材101の大きさに略対応する寸法のものである。すなわち、この表面シート102の一方の片半領域115は前記第1のピン177を介して一方の表紙部111にスライド可能に添接され、他方の片半領域117は前記第2のピン179を介して他方の表紙部113に相対移動不能に添接されている。すなわち、前記相対位置調整手段103は、前記表面シート102の一端側の片半領域115を前記一方の表紙部111に相対移動可能に取り付けるとともに、他端側の片半領域117を前記他方の表紙部113に相対移動不能に取り付けたものである。この表面シート102の両片半領域115、117間に位置する境界領域119は、前記外装部材101には一切貼り付けられておらず、背表紙部121と独立して変形しうるようになっている。

【0045】

このモバイルホワイトボードW2を閉じ姿勢としたとき、両表紙部111、113の回動端部間に、イレーザEやマーカーM等を収納するためのケースCCを保持できるようにしてある。このケースCCは、マーカー収納部とイレーザ収納部とを備えた箱形のもので、上面及び下面に、前記第2のマグネット173に吸着可能な金属板CC1が添接されている。また、上面及び下面には、前記第1及び第2のピン177、179の頭部193、141が嵌合する位置決め用の凹部CC2が形成されている。

【0046】

このような構成のものであれば、図8及び図9に示すような閉じ姿勢(c)にすれば全

10

20

30

40

50

体がコンパクトになるため、便利に携帯することができる。また、このような閉じ姿勢（c）においては、表面シート102を保護することができ、その表面に傷が付くことを抑制することもできる。

【0047】

このモバイルホワイトボードW2を使用する際には、まず、ケースCCを取り外した上で、図10及び図11に示すように両表紙部111、113を開き姿勢（o）にまで展開する。この開き姿勢（o）においては、前記表面シート102の両片半領域115、117が対応する表紙部111、113により裏当て支持されるとともに、前記表面シート102の境界領域119が背表紙部121により裏当て支持され、一枚の平面的なボードとなる。このような使用状態から、もとの閉じ姿勢（c）に戻して携帯する際には、以上の説明と逆の操作により両表紙部111、113を閉じればよいが、このような動作を繰り返しても、前記表面シート102にはスジや折り癖が発生することがない。すなわち、図10及び図11に示す開き姿勢（o）においては、背表紙部121と表紙部111、113とが表面シート102にほぼ密着した状態で裏当て支持しているが、表紙部111、113を閉じていく途上においては、前記表面シート102が前記外装部材101に対してスライドするため、湾曲しつつある表面シート102の境界領域119が強く背表紙部121に押し付けられることがない。また、表紙部111、113が図8及び図9に示すような閉じ姿勢（c）に達した場合も、湾曲した表面シート102の境界領域119に背表紙部121から無理な力が作用することがない。そのため、表面シート102の境界領域119は常に平面状態と滑らかに湾曲した状態との間で変形することになり、表面シート102にスジや折り癖がつくのを防止又は抑制することができる。

10

20

【0048】

また、このような構成のものであれば、表面シート102が外装部材101に対して着脱可能であるため、表面シート102を新しいものに交換したり、色の異なる別仕様のものと取り替えたりすることが容易となる。さらに、前記表面シート102を外装部材101に接着していないため、表面シート102と外装部材101との間に他の用紙やシートを介在させることもできる。そのため、表面シート102を透明な材料で構成した上で、図17に想像線で示すようにこの表面シート102と前記外装部材101との間に図形や文字などを記載した用紙Pを介在させることにより、表面シート102によりその図形や文字をトレースしたりその字形や文字を利用して他の表示を加えたりすることが可能になる。

30

【0049】

さらに、このような構成のものであれば、前記第1及び第2のマグネット171、173を利用して、外装部材101及び表面シート102を開き姿勢（o）としたモバイルホワイトボードW2を、壁面等に支持させた状態で使用することもできる。

【0050】

<第3の実施形態>

以下、本発明の第3の実施形態について、図18～図23を参照しつつ説明する。

【0051】

この実施形態に係る携帯用シート状物であるモバイルホワイトボードW3は、図18～図23に示すように、開き姿勢（o）及び接近して対面する閉じ姿勢（c）をとり得る対をなす表紙部211、213を有した外装部材201と、この外装部材201の内面側に配設され前記対をなす表紙部211、213に一端側の片半領域215及び他端側の片半領域217がそれぞれ支持された状態で開き姿勢（o）及び閉じ姿勢（c）をとり得る表面シート202と、前記閉じ姿勢（c）において前記表面シート202の前記両片半領域215、217間に位置する境界領域219が滑らかに湾曲し得るように前記外装部材201と前記表面シート202との相対的な位置関係を調整するための相対位置調整手段203とを具備してなる。前記相対位置調整手段203は、前記閉じ姿勢（c）において、前記外装部材201側に前記表面シート202との干渉を防止又は抑制するための逃がし窓245が形成されるようにしたものである。

40

50

【 0 0 5 2 】

前記外装部材 2 0 1 は、前記対をなす表紙部 2 1 1、2 1 3 と、これら表紙部 2 1 1、2 1 3 の基端に両側縁をヒンジ 2 3 5 を介して蝶着してなる上下の背表紙部 2 2 1、2 2 2 とを備えたものである。詳述すれば、この外装部材 2 0 1 は、図 2 0 ~ 図 2 2 に示すように、1 枚の外側シート 2 5 7 と、この外側シート 2 5 7 の内面に添接された表紙用の 2 枚の芯材 2 5 9、2 6 1 と、これら両芯材 2 5 9、2 6 1 間に隙間を介して配され前記外側シート 2 5 7 の内面に添接された背表紙用の上下 2 枚の芯材 2 6 3、2 6 4 と、前記 2 枚の表紙用の芯材 2 5 9、2 6 1 の内面に添接された表紙用の内側シート 2 6 5、2 6 7 と、前記背表紙用の 2 枚の芯材 2 6 3、2 6 4 の内面に添接された背表紙用の内側シート 2 6 9、2 7 0 とを具備してなる。すなわち、前記両表紙部 2 1 1、2 1 3 は、前記外側シート 2 5 7 と、前記表紙用の芯材 2 5 9、2 6 1 と、前記表紙用の内側シート 2 6 5、2 6 7 とを備えたものである。前記背表紙部 2 2 1、2 2 2 は、前記外側シート 2 5 7 と、前記背表紙用の芯材 2 6 3、2 6 4 と、前記背表紙用の内側シート 2 6 9、2 7 0 とを備えたものである。なお、下側の背表紙部 2 2 2 を構成する背表紙用の芯材 2 6 4 及び背表紙用の内側シート 2 7 0 は、図示を省略しているが、それぞれ上側の背表紙部 2 2 1 を構成する背表紙用の芯材 2 6 3 及び背表紙用の内側シート 2 6 9 と同様の構成を有する。そして、この背表紙部 2 2 1、2 2 2 の両側縁には、前記隙間に対応するヒンジ 2 3 5 を介して前記表紙部 2 1 1、2 1 3 が蝶着されている。前記ヒンジ 2 3 5 は、前記外側シート 2 5 7 の前記隙間に対応する部位により構成されており、この外側シート 2 5 7 が変形することにより前記表紙部 2 1 1、2 1 3 が前記背表紙部 2 2 1、2 2 2 に対して回動しうようになっている。また、この外装部材 2 0 1 は、前記上下の背表紙部 2 2 1、2 2 2 間に前記逃がし窓 2 4 5 が形成されており、この逃がし窓 2 4 5 に対をなす扉 2 4 7、2 4 9 が開閉可能に設けられている。

10

20

【 0 0 5 3 】

詳述すれば、前記逃がし窓 2 4 5 は、前記上下の背表紙部 2 2 1、2 2 2 間に形成される長形状のもので、前記開き姿勢 (o) においては、図 1 9 及び図 2 1 に示すように、前記扉 2 4 7、2 4 9 により塞がれている。前記扉 2 4 7、2 4 9 は、図 2 0 及び図 2 1 に示すように、前記外側シート 2 5 7 とこの外側シート 2 5 7 の内面側に添接され前記表紙部の芯材 2 5 9、2 6 1 と連続する扉用の芯材 2 6 0、2 6 2 と、この扉用の芯材 2 6 0、2 6 2 の内面に添接され前記表紙用の内側シート 2 6 5、2 6 7 と連続する扉用の内側シート 2 6 6、2 6 8 とを備えたものである。すなわち、これらの扉 2 4 7、2 4 9 は、図 1 9 に示すように、上下の背表紙部 2 2 1、2 2 2 との境界に形成された上下の横分断線 2 5 1、2 5 3 と、これら両分断線 2 5 1、2 5 3 の中央位置同士を結ぶ縦分断線 2 5 5 とにより相互に分断されており、一方の扉 2 4 7 は一方の表紙部 2 1 1 と一体的に回動し、他方の扉 2 4 9 は他方の表紙部 2 1 3 と一体的に回動しうようになっている。換言すれば、前記相対位置調整手段 2 0 3 は、前記開き姿勢 (o) において前記扉 2 4 7、2 4 9 が前記表紙部 2 1 1、2 1 3 と略面一に連続して前記逃がし窓 2 4 5 を塞ぐとともに、前記閉じ姿勢 (c) において前記扉 2 4 7、2 4 9 が前記表紙部 2 1 1、2 1 3 の閉じ動作を利用して前記逃がし窓 2 4 5 を開放する位置まで開くように構成されたものである。

30

40

【 0 0 5 4 】

なお、前記芯材 2 5 9 ~ 2 6 4 は、例えば A B S 樹脂により作られており、前記外側シート 2 5 7 及び前記内側シート 2 6 5 ~ 2 7 0 は、例えばポリプロピレンにより作られている。

【 0 0 5 5 】

前記表面シート 2 0 2 は、いわゆるホワイトボードシートと称される通常の材質のもので、その表面にマーカーにより筆記可能な白色不透明のシートである。この表面シート 2 0 2 は、例えば、開き姿勢 (o) における前記外装部材 2 0 1 の大きさに略対応する寸法のものである。すなわち、この表面シート 2 0 2 の一方の片半領域 2 1 5 は一方の表紙部 2 1 1 に相対移動不能に添接され、他方の片半領域 2 1 7 は他方の表紙部 2 1 3 に相対移

50

動不能に添接されている。この表面シート202の両片半領域215、217間に位置する境界領域219は、前記外装部材201には一切貼り付けられておらず、背表紙部221と独立して変形しうるようになっている。なお、この表面シート202の前記背表紙部221、222に対応する部位には切欠202a、202aが設けられており、これら切欠間202a、202aに位置する前記境界領域219が前記逃がし窓245に対応している。

【0056】

このような構成のものであれば、図18及び図20に示すような閉じ姿勢(c)にすれば全体がコンパクトになるため、便利に携帯することができる。また、このような閉じ姿勢(c)においては、表面シート202を保護することができ、その表面に傷が付くことを抑制することもできる。このモバイルホワイトボードW3を使用する際には、まず、図19、図21及び図22に示すように両表紙部211、213を開き姿勢(o)にまで展開する。この開き姿勢(o)においては、前記表面シート202の両片半領域215、217が対応する表紙部211、213により裏当て支持されるとともに、前記表面シート202の境界領域219が前記扉247、249により裏当て支持され、一枚の平面的なボードとなる。このような使用状態から、もとの閉じ姿勢(c)に戻して携帯する際には、以上の説明と逆の操作により両表紙部211、213を閉じればよいが、このような動作を繰り返しても、前記表面シート202にはスジや折り癖が発生することがない。すなわち、図19、図21及び図23に示す開き姿勢(o)においては、表紙部211、213と扉247、249とが表面シート202にほぼ密着した状態で該表面シート202を裏当て支持しているが、表紙部211、213を閉じていく途上においては、前記表紙部211、213の回動に伴って扉247、249が外方に回動して逃がし窓245を開放していくことになる。そのため、湾曲しつつある表面シート202の境界領域219が逃がし窓245を通して外部に膨出することになるので、湾曲しつつある表面シート202の境界領域219が強く外装部材201に押し付けられることがない。また、表紙部211、213が図18及び図20に示すような閉じ姿勢(c)に達した場合も、湾曲した表面シート202の境界領域219に外装部材201から無理な力が作用することがない。そのため、表面シート202の境界領域219は常に平面状態と滑らかに湾曲した状態との間で変形することになり、表面シート202にスジや折り癖がつくのを防止又は抑制することができる。

【0057】

しかも、この実施形態によれば、外側シート257、芯材259～264及び内側シート265～270からなる三層構造のボードに2本の横分断線251、253及び1本の縦分断線255を形成するだけで、外装部材201に相対位置調整手段203を構成することができるので、少ない部品点数により所期の目的を達成することができる。

【0058】

以上の説明では、2本の横分断線251、253と1本の縦分断線255とにより2枚の扉を形成する場合について説明したが、図24に示すモバイルホワイトボードW3'のように、2本の横分断線251、253とこれら2本の横分断線251、253の一端部間に形成された1本の縦分断線256とにより1枚の扉248を構成するようにしてもよい。このような構成によれば、開き姿勢において、図25に示すように、前記扉248が一方の表紙部211と一体的に開成することになり、図18～図23に示した実施形態に準じた効果を得ることができる。ここで、図24及び図25に示すモバイルホワイトボードは、前述した点以外は、図18～図23に示した実施形態に係るものに準じた構成を有するので、同一又は相当する部分に同一の符号を付して、詳細な説明は省略する。

【0059】

なお、本発明は以上に述べた実施形態に限らない。

【0060】

例えば、相対位置調整手段は、前述した第1～3の実施形態に係る構成のものに限らず、閉じ姿勢において表面シートの両片半領域間に位置する境界領域が滑らかに湾曲し得る

10

20

30

40

50

ように外装部材と前記表面シートとの相対的な位置関係を調整する機能を有するものであればどのようなものであってもよい。

【0061】

前記相対位置調整手段が、開き姿勢から閉じ姿勢にいたる途上で、外装部材の実質的な長さ寸法及び表面シートの実質的な長さ寸法の少なくとも一方を変化させるものである場合に、具体的な構成は、前述した第1の実施形態に係る構成のものに限らず、どのような構成のものであってもよい。

【0062】

例えば、図2、図4及び図6には、圧縮コイル型のスプリングを用いた態様を示しているが、板ばねや、弾性を有する線材を用いたスプリングを用いてもよい。また、このようなスプリングは省略することも可能である。さらに、開閉動作に連動して外装部材の実質的な長さ寸法を変更するための機構としては、歯車やラックピニオンなどの機構を用いたものも考えられる。

10

【0063】

また、背表紙部に、該背表紙部と別体をなす連結板を蝶着し、連結板を前記表紙部の内部空間にスライド可能に嵌合させる以外に、以下のような態様を採用してもよい。すなわち、背表紙部に、樹脂ヒンジや折れ線を介して連結板を回動可能に接続するようにしてもよい。また、背表紙部と連結板とをヒンジや折れ線を介さずに一体に構成しておき、前記背表紙部の湾曲変形により前記連結板が表紙部とともに回動しうるようにしてもよい。さらに、連結板を、背表紙部の一方の側縁にのみ設けるようにしてもよい。すなわち、この場合には、前記背表紙部の他方の側縁を対応する表紙部に基端に回動可能に接続しておき、前記連結板を他方の表紙部の内部空間にスライド可能に嵌合させるようにしてもよい。

20

【0064】

一方、表面シートの実質的な長さ寸法を変化させるための態様の一例として、表面シートを複数の部位に分断し、それらの部位同士をスライド可能に連結する態様と、表面シート自体を伸縮可能な材料により構成する態様とが考えられる。表面シートを複数の部位に分断する態様としては、次の2つの態様が考えられる。第1の態様にかかる表面シートとしては、一端部を外装部材の一方の表紙部の開動端部に固定し他端部を自由端としたシート状の第1の部位と、外装部材の他方の表紙部の回動端部に固定した状態で設けられ、前記他方の表紙部の基端側に向けて開口する袋状をなし、内部に前記第1の部位をスライド可能に包持する第2の部位とを有したものが考えられる。第2の態様に係る表面シートは、左右両端を自由端とし、表面シート全体の大部分の面積を示す中間の部位と、外装部材の回動端部にそれぞれ固定され前記中間の部位の自由端をスライド可能に包持する袋状の部位とを備えたものが考えられる。前記第2の部位及び袋状の部位は、可及的に左右の幅寸法が狭いものであることが望ましい。表面シート自体を伸縮可能な材料により構成する態様の場合、表面シートの境界領域以外を部分的に伸縮させるのが望ましい。

30

【0065】

前記相対位置調整手段が、前記開き姿勢から前記閉じ姿勢にいたる途上で、前記外装部材に対する前記表面シートの取付け位置を相対的に移動させるようにしたものである場合も、具体的な構成は、前述した第2の実施形態に係る構成のものに限らず、どのような構成のものであってもよい。

40

【0066】

例えば、前記外装部材の両表紙部の回動端寄りの上端近傍部及び下端近傍部に表面シートを相対移動可能に取り付けておくとともに、該外装部材の背表紙部の左右方向中央に、表面シートを部分的に止着するようにしてもよい。より具体的には、前記外装部材の両表紙部の回動端寄りの上端近傍部及び下端近傍部に前記第2実施形態における第1のピン、該外装部材の背表紙部の左右方向中央における上端近傍部及び下端近傍部に前記第2実施形態における第2のピンをそれぞれ設け、前記表面シートの前記第1のピンに対応する部位には該第1のピンの軸部にスライド可能に係わり合う長孔を、前記第2のピンに対応する部位には該第2のピンの軸部に外嵌し該軸部の直径に対応する直径を有する円形孔を設

50

けるようにするとよい。また、前述した第2の実施形態では、表面シートの境界領域の浮き上がりを防止するために、外装部材にクリップを設けているが、このクリップは必ずしも設ける必要はない。

【0067】

さらに、前記相対位置調整手段が、前記閉じ姿勢において、前記外装部材側に前記表面シートとの干渉を防止又は抑制するための逃がし窓が形成されるようにしたものである場合も、具体的な構成は、前述した第3の実施形態や図24及び図25を参照しつつ説明した形態に係る構成のものに限らず、どのような構成のものであってもよい。

【0068】

加えて、外装部材における端縁以外の部位、例えば背表紙部の長手方向中央部等にもマグネットを埋設し、このマグネットを利用してマーカー等を保持できるようにしてもよい。

10

【0069】

上述した第1及び第3の実施形態においては、外装部材へ表面シートを相対移動不能に添接させる態様が種々考えられる。すなわち、表面シートの両側縁のみを外装部材に接着剤を用いて、あるいは溶着等の方法により固定してもよく、また、表面シートの筆記面と反対側の面全体を外装部材に接着してもよい。もちろん、表面シートの筆記面と反対側の面の複数箇所に接着剤を間欠的に塗布し、表面シートを外装部材に接着するようにしてもよい。

【0070】

上述した第1～第3の実施形態では、表面シートを閉じ姿勢とした際に境界領域が弓なりに湾曲しているが、表面シートを閉じ姿勢とした際における境界領域の形状は、弓なりに湾曲したものに限らず、境界領域の表面の全体が滑らかに連続した状態を保ちつつ曲がっているものであれば、どのようなものであってもよい。

20

【0071】

そして、ホワイトボードに限らず、携帯用の黒板といった表面シート状に筆記を行うことが可能な携帯用シート状物等、携帯用シート状物全般に本発明を適用してももちろんよい。

【0072】

その他、本発明の趣旨を損ねない範囲で種々に変更してよい。

30

【符号の説明】

【0073】

W1、W2、W3... モバイルホワイトボード（携帯用シート状物）

1、101、201... 外装部材

2、102、202... 表面シート

3、103、203... 相対位置調整手段

11、111、211... 一方の表紙部

13、113、213... 他方の表紙部

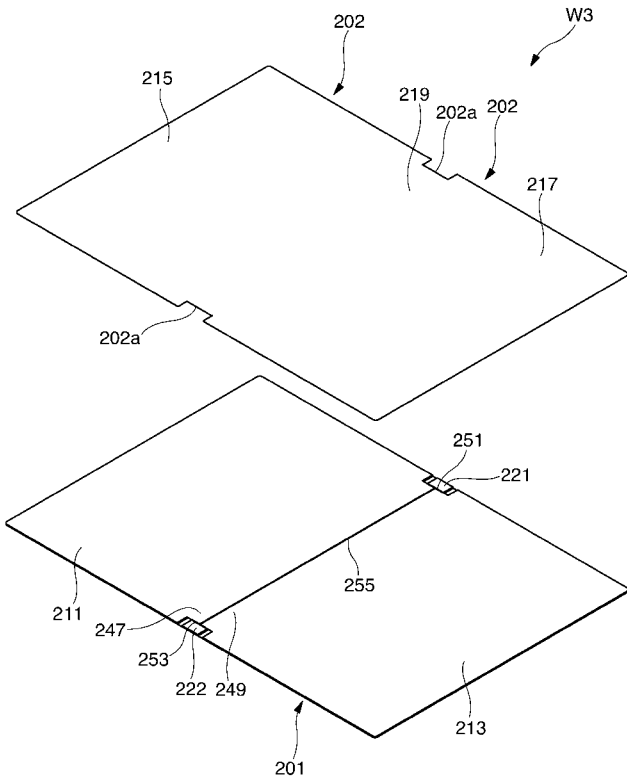
15、115、215... 一端側の片半領域

17、117、217... 他端側の片半領域

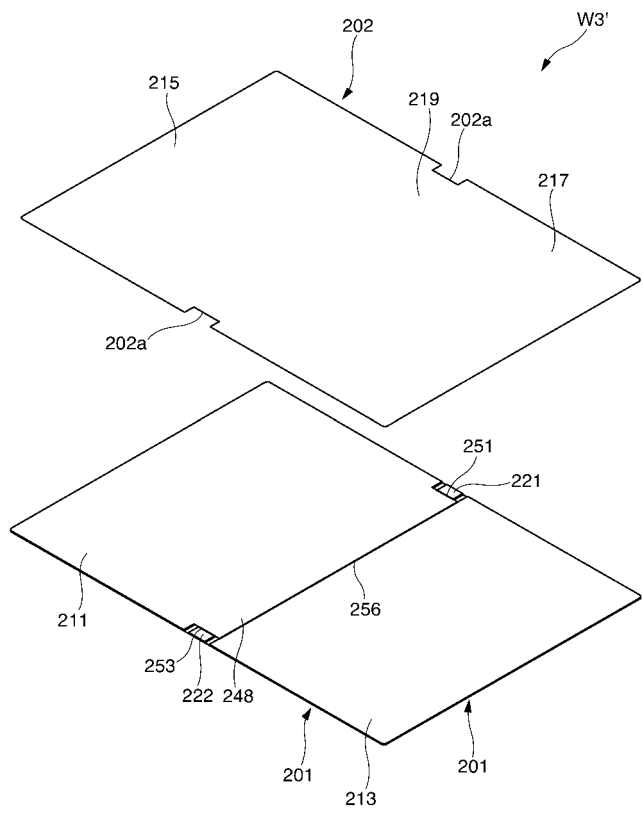
40

19、119、219... 境界領域

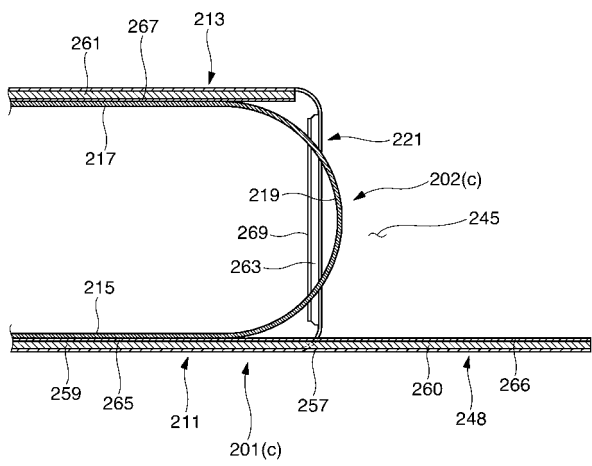
【 図 2 3 】



【 図 2 4 】



【 図 2 5 】



フロントページの続き

Fターム(参考) 2C071 CA01 CA04 CB03 CB06 CB15 CD01